

競争的資金の間接経費の執行に係る方針

1 趣旨

この方針は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）が競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年6月4日付13文科振第361号文部科学省研究振興局長通知「平成13年4月20日付競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」）（以下「共通指針」という。）に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途、執行方法等について必要な事項を定める。

2 定義

- (1) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (2) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費をいう。

3 間接経費使用の基本方針

- (1) 間接経費の使用に当たり、計画的かつ適正に執行する。使途の透明性を確保する。
- (2) 配分された間接経費については、「共通指針」に準じるものとする。
- (3) 間接経費は、当該年度中に執行することとし繰越は認めない。
- (4) 間接経費は、複数の競争的研究資金を獲得した場合には資金元の制約が無い限り、まとめて使用することができる。
- (5) 間接経費に直接経費を合算して使用することはできない。
- (6) 間接経費の支出基準は、法人の規程による。

4 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究所全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は「共通指針」別表1に準ずる。

5 報告

理事長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、配分機関に報告する。

8 その他

この方針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定める。また、この方針は今後の執行状況を踏まえ随時見直す。

附則

- 1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。